

第 37 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
清川高齢者生活福祉センターみつば苑
デイサービスセンターみつば苑
清川在宅介護支援センター
- 2 指定管理者となる団体
社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

清川高齢者生活福祉センターみつば苑、デイサービスセンターみつば苑及び清川在宅介護支援センターの指定管理者として社会福祉法人豊後大野市社会福祉協議会を指定したいので、この案を提出するものである。